

議案第 1 1 号

交野市職員旅費条例の一部を改正する条例について

交野市職員旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

## 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例案

### 交野市職員旅費条例の一部を改正する条例

交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 交通費（第6条—第9条）

第3章 宿泊費等（第10条—第12条）

第4章 退職者等の旅費等（第13条・第14条）

第5章 外国旅行の旅費（第15条）

第6章 雑則（第16条—第20条）

#### 附則

第2条を削る。

第1条に見出しとして「（旅費の支給）」を付し、同条中「（昭和25年法律第261号）」及び「、別表に掲げる」を削り、同条を第2条とし、第1章中同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のため旅行する職員の旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とし」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章及び第3章に定める種目及び内容に基づき」に、「により支給」を「によつて計算」に改め、同条ただし書中「によつて」を「により」に、「による」を「によつて計算する」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

第4条 前条に規定する旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、次章及び第3章の定めるところ

ろによる。

## 第5条 削除

第2章及び第3章を次のように改める。

### 第2章 交通費

#### (鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第9条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、別表に掲げる運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金及び付随費用の額の合計額とする。

#### (船賃)

第7条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。第9条及び別表において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、別表に掲げる運賃、座席指定料金、特別船室料金及び付随費用の額の合計額とする。

#### (航空賃)

第8条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次条及び別表において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、別表に掲げる運賃、座席指定料金及び付随費用の額の合計額とする。

#### (その他の交通費)

第9条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用であつて次に掲げるもの（第2号及び第3号に掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）及び別表に掲げる付随費用とし、その額は、同表に掲げるとおりとする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移

動に要する運賃

- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

### 第3章 宿泊費等

(宿泊費)

第10条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に掲げる額（次条及び別表において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第11条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前章及び別表の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第12条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表に掲げる1夜当たりの定額とする。ただし、規則で定める場合にあつては、当該定額を基準として規則で定めるところにより計算した額とし、又は支給しない。

「第4章 解職及び退職者の旅費」を「第4章 退職者等の旅費等」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 職員が旅行中に退職、免職（解職を含む。）、失職又は休職（以下この条において「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、その者に対し、前職の旅費に準じて旅費を支給する。ただし、その者が地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつたときは、この限りでない。

第14条中「事務引継又は」を「職員が退職した場合において、事務引継その他」に改め、「退職者に」を削り、「前職相当の」を「その者に対し、前職の旅費に準じて」に改める。

第15条中「本市の」を削る。

第16条の前に見出しとして「（旅費の調整等）」を付し、同条中「国府県又は他の公共団体等より旅費の支弁」を「職員が本市以外の者から旅費の支給」に、「本条例」を「こ

の条例」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 出張等の命令を受け旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令の変更(取消しを含む。第3号において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で次の各号に掲げるものを旅費として支給することができる。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費については、別表に掲げる各費用について、第3条、第2章及び同表の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
- (2) 宿泊費及び包括宿泊費については、当該各種目について第3条、第10条及び第11条並びに別表の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令の変更その他この条に規定する事由の発生に伴い支給する必要があるものとして任命権者が認めた額

第18条中「第1条による別表旅費額」を「第6条、第7条、第10条、第11条及び別表」に、「車賃及び宿泊料」を「宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

第19条に見出しとして「(委任)」を付し、同条中「定める外」を「定めるもののほか」に、「市長が」を「規則で」に改め、同条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第19条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、別表に掲げる各費用について、第3条、第2章及び同表の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第3条、第10条及び第11条並びに別表の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各

種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

別表を次のように改める。

別表

区分	運賃						第9条 各号に 掲げる 費用	宿泊費 基準額 (1夜 につき)	宿泊手 当(1夜 につき)
	鉄道賃		船賃			航空賃			
	運賃の 等級を 2階級 に区分 する線 路の場 合	運賃の 等級を 設けな い線路 の場合	運賃の 等級を 3階級、 4階級 に区分 する航 路の場 合	運賃の 等級を 2階級 に区分 する航 路の場 合	運賃の 等級を 設けな い航路 の場合				
職員									
特別職 (市長・副市長)	上級の 運賃	実費	1等の 運賃	上級の 運賃	実費	実費	実費	15,000円	2,400円
係長級 以上の 職	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	12,500円	同上
その他 の職員	下級の 運賃	同上	2等の 運賃	下級の 運賃	同上	同上	同上	11,500円	同上
急行料 金	職員が、運賃に加えて別に急行料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合において、公務のため特に必要であるときにその実費を支給することができる。								
座席指 定料金	職員が、運賃に加えて別に座席指定料金を徴する客車を運行する線路、船舶を運行する航路又は航空機を運行する航空路による旅行をする場合において、公務のため特に必要であるときにその実費を支給することができる。								

特別車 両料金	特別職及び係長級以上の職員が、運賃に加えて別に特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合において、公務のため特に必要であるときにその実費を支給することができる。
特別船 室料金	特別職及び係長級以上の職員が、運賃に加えて別に特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合において、公務のため特に必要であるときにその実費を支給することができる。
付随費 用	職員が付随費用を支払う場合において、公務のため特に必要であるときにその実費を支給することができる。

備考 付随費用とは、鉄道賃、船賃及び航空賃については、運賃に加えて別に支払う費用であつて、運賃、急行料金、座席指定料金、特別車両料金又は特別船室料金に付随するものをいい、その他の交通費については、第9条各号に掲げる費用に付随する費用をいう。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の交野市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に任命権者が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に任命権者が当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条の規定は、施行日以後に退職、免職（解職を含む。）、失職又は休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合について適用し、施行日前に退職等となった場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第17条の規定は、同条に規定する者が新条例の規定により旅費の支給を受けられる場合について適用し、改正前の交野市職員旅費条例の規定により旅費の

支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。